

令和7年度第1回印西市いじめ防止対策委員会 議事録

日時：令和7年6月25日（水）

午前10時～午前11時45分

場所：印西市教育センター大会議室

（そうふけふれあいの里3階）

《出席委員》

弁護士	礪野 史大
医師	久山 登
公認心理師	塚田 昌幸
元校長	中嶋 加奈江

《欠席委員》

大学教授	松浦 俊弥
------	-------

《出席事務局職員》

印西市教育委員会教育長	渡邊 義規
印西市教育委員会指導課長	岡田 光靖
印西市教育委員会指導課副参事	深澤 淳一
印西市教育委員会教育センター所長	斉藤 睦雄
印西市スクールアドバイザー	野田 幸一、坂木 武伸
印西市教育委員会指導課指導主事	根岸 剛、藤岡 正弘、山崎 智貴、川端 健太

《傍聴者》

なし

《次第》

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員・出席者の紹介
- 4 議題
 - （1）本市におけるいじめ問題の状況と取組について（公開）
 - （2）本市のいじめの発生事例とその対応について（非公開）
- 5 諸連絡
- 6 閉会

【議事要旨】

（資料確認）

進 行：皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回印西市いじめ防止対策委員会にご参加いただきありがとうございます。私は、本日の進行を務めます印西市教育委員会指導課副参事深澤と申します。よろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。まず、会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。過不足はございませんでしょうか。

（委員の出欠席確認）

進 行：次に、本日の出席委員についてですが、松浦委員においては、所要により欠席の連絡をいただいております。

（委嘱状交付）

進 行：続きまして、委嘱状の交付を行います。
令和7年5月31日の任期満了を受け、新たに委員の皆様には、委嘱状の交付を行います。教育長渡邊が皆さまの席にお伺いいたしまして、交付をいたします。お名前を申し上げますので、自席にてご起立をお願いします。なお、委嘱状の内容につきましては皆さま同じとなりますので、お二人目からは、お名前のみとさせていただきます。よろしくお願いします。

（傍聴席と録音機材の設置）

進 行：続きまして、本会議におきましては、印西市市民参加条例施行規則第12条及び第13条の規定に基づき、会議公開に伴う傍聴席の設置と会議録作成のための録音機材を設置して録音させていただきますことをご了承ください。

（傍聴者の入場）

進 行：では、傍聴者の入室を許可します。

（傍聴者なし）

進 行：現在のところ傍聴者はいないということです。

（開会）

進 行：それではただ今より、令和7年度第1回印西市いじめ防止対策委員会を始めます。

（教育長あいさつ）

進 行：教育長挨拶、印西市教育委員会教育長渡邊義規よりご挨拶を申し上げます。

教育長：本日は大変ご多忙な中、印西市いじめ防止対策委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

令和5年度から、いじめ防止対策推進法に規定するいじめ防止に関する3つの組織が設置されました。本日開催される「印西市いじめ防止対策委員会」が設置されたことにより、いじめの重大事態が発生した場合に、必要に応じてここにいる皆様と調査審議を行うことが可能となったことは大変心強く感じております。

さて、いじめに関する事案が年々複雑化しており、その解決には長い時間を要するケースが増えております。過去に本市で発生した事案では、調査報告の完了に至るまで、4年の年月を要したケースがありました。令和7年4月23日に開催した第3回いじめ防止対策委員会は、昨年度からの継続対応が必要となった事案であり、委員の皆様からの専門的な知見を得ることで、調査報告の終結を迎えられました。改めて感謝申し上げます。

また、全国的には児童生徒数の減少が話題になっておりますが、本市では人口増加と

共に児童生徒数も増加傾向にあります。さらに、本市は新規採用職員も多く、今年度は新たに47名の教員が採用されております。児童生徒数の増加と若年層の教職員の増加の影響もあり、これまで以上に組織対応が求められ、初期対応だけでなく平時からのいじめの防止対策が重要になっております。加えて、保護者の皆様の考え方も多様化しており、場合によっては弁護士を通じて法的手段を検討されるご家庭もございます。

こうした背景から、学校や教育委員会のみでは迅速かつ的確な対応が困難な状況も少なくありません。現状において、委員の皆様からの専門的な知見をいただきながら、地域全体で子どもたちを支える体制を築くことが重要であると考えております。

本日の会議が、いじめ防止に向けた実効性のある方策を導き出す場となることを願い、皆様のお力添えをお願い申し上げます。

本日は、たくさんのご意見・ご助言をどうぞ、よろしくお願いいたします。

(委員自己紹介)

進 行：続きまして、委員のみなさまの紹介でございます。再度、資料2ページの名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

＜弁護士・医師・大学教授・公認心理師・退職校長＞

(職員紹介)

進 行：続きまして、事務局担当職員を紹介させていただきます。

＜教育長・指導課長・指導課副参事・教育センター所長・スクールアドバイザー・指導主事＞
そして私、指導課副参事でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上で担当職員の紹介を終了させていただきます。

(委員長・副委員長の選出)

進 行：続きまして、委員長及び副委員長の選出に移ります。印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の第12条では、委員長及び副委員長は、委員のうちから互選するとされておりますが、どなたか立候補はございますか。

(一任)

進 行：一任という声が出ましたので、事務局からは、委員長に磯野委員、副委員長に松浦委員をお願いしたいと思います。よろしければ、信任の拍手をお願いします。

(拍手)

進 行：ありがとうございました。2年間、よろしくお願いいたします。それでは、委員長は、中央の議長席にご移動をお願いします。

(議長選出)

進 行：続きまして、議題に進ませていただきますが、印西市問題対策連絡協議会等条例第13条の規定により、議長は委員長が務めることとなっております。ここからの議題については、磯野委員長に進行していただきます。磯野委員長よろしくお願いいたします。

(委員長あいさつ)

委員長：ただいま委員長を拝命しました弁護士の磯野でございます。昨年度に引き続き、令和7年度もよろしくお願いいたします。委員の皆様には、印西市の子供たちのために活発なご意見やご発言をお願いします。簡単ではございますが委員長あいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(定足数)

議 長：まずは定足数についてです。本日の会議においては、1名の委員が欠席となっておりますが、私を含めた委員5名中4名が出席しており、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例第13条第3項の定足数を充足しておりますことから、本会議が成立することを報告します。

(議題の公開・非公開)

議 長：それでは、早速ですが本日の議題に進みます。

事務局：はい、議長。

議 長：事務局どうぞ。

事務局：本日の議題としてお示ししております議題2については、協議する内容に個人情報が含まれておりますので、非公開としたいのですが、いかがでしょうか。

議 長：議題2で扱う事例について、印西市情報公開条例第7条第2項「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当するとのことですので、議題2の協議については非公開としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委 員：(異議なし)

議 長：異議なしと認めます。それでは、議案1を公開、議案2を非公開といたします。

(議題1)

議 長：それでは、議題1の「本市におけるいじめ問題の状況と取組について」事務局よりご説明をお願いします。

課 長：指導課長の岡田です。私からは、本市におけるいじめ問題の状況と取組について、ご説明いたします。資料4ページをご覧ください。いじめ問題の状況についてご説明いたします。

初めに市内小中学校におけるいじめ認知件数についてです。過去、6年間の件数は、令和元年度1149件、2年度973件、3年度982件、4年度1153件、5年度1303件、6年度916件です。近年、千葉県全体としていじめの認知は増加する中で、印西市においても認知数は1,000件前後を推移しております。続いて、いじめの態様についてご説明いたします。最も高い割合で発生したのは「冷やかしのからかい・悪口・嫌なことを言われる」、2番目に高いのは「軽くぶたれる・たたかれる・蹴られる」3番目に高いのは「嫌なことや恥ずかしいこと・危険なことをさせられる」となっており、以上3つの態様を合計した割合は全体の約8割を占めております。また、いじめ解消の判断は、いじめの認知から3か月後までの経過を確認した上で行いますが、昨年度の3学期に発生した事案を除き、そのほとんどが令和6年度末までに解消している状況でございます。

続きまして、いじめ問題に対する取組についてご説明いたします。資料5ページをご覧ください。印西市では、1の「基本方針の策定」、2の「いじめ対応組織の設置」、3の「相談窓口の設置」の3点と、その他として4にお示ししております事業をとおして、いじめ問題の対策に取り組んでおります。

1点目の、「基本方針の策定」につきましては、印西市としてのいじめ問題への取組の基本方針としまして、「印西市いじめ防止基本方針」を策定しております。この方針は、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、「いじめのない学校・地域・市をつくる」ことを目的とし、平成27年3月に制定されたものです。市では、この方針に基づいていじめ防止や対策に取り組んでおり、各小中学校におきましても、この方針を踏まえたいじめ防止基本方針を策定し、取り組んでいるところでございま

す。

2点目の「いじめ対応組織の設置」につきましては、3つの対応組織を設置し、いじめの防止等のための対策を推進しているところでございます。

3点目の「相談窓口の設置」につきましては、教育相談事業を主管しております教育センターを中心として、悩みを抱えた児童生徒、保護者、学級担任等への、電話相談や来所面談、訪問面談の相談窓口を設けております。令和6年度の教育センターへの相談件数は157件でした。また、令和4年10月からは、全児童生徒に貸与しているタブレット端末から相談できる仕組みを整え、繰り返し周知しております。

4点目の「その他」の取組につきましては、市教育委員会内で「いじめ問題対策会議」を月1回実施し、実際に小中学校で発生したいじめに関連する生徒指導上の事案に関しての情報交換やいじめ防止等のための対策等を協議し、必要に応じて学校へ指導・助言を行っております。

また、全小中学校に各校からの要望に合わせた担当指導主事が訪問し、児童生徒の生徒指導上の問題についての情報交換や対応への指導助言をする指導主事巡回相談を年間2回設けております。

他にも、近年増えているSNSやインターネットに関する生徒指導上の問題への対応として、児童生徒や保護者、教職員を対象に、情報を適切に見極めたり発信したりするための「SNSネットリテラシー出前授業」の実施等の事業を、学校からの要請に応じて行っております。また、いじめ防止ポスターやリーフレット、悩みの相談先案内ポスターやカードを配付し、継続して指導を行っております。

最後になりますが、印西市いじめ防止基本方針の「3 基本理念」に則り、いじめ防止対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外に問わずいじめが行われなくなるように講じられる必要があります。ひとたび学校生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は児童生徒の居場所としての機能を失います。そのような状況を生み出さないためにも、いじめの早期発見や組織対応についてだけでなく、いじめは人権侵害であり、許されるものでないことを理解させるために、平時からの教育活動が重要です。いじめの当事者にならないだけでなく、いじめの傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成するために、引き続きいじめ防止のための取組を継続していきたいと思っております。

本市におけるいじめ問題の状況と取組といたしましては以上でございます。

議長：ただ今、説明のあった事項について質疑はございますか。

委員：（異議なし）

議長：質疑なしと認めます。

議長：それでは、議題1については、ここまでといたします。

議長：続いて議題2となりますが、こちらについては、非公開になります。

（議題2 非公開）

議長：それでは、議題2については、ここまでといたします。

議長：以上で本日の議題は、すべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。それではここで進行を事務局へお返しします。

進行：磯野委員長、ありがとうございました。

進行：連絡事項がございましたら事務局からお願いします。

事務局：＜諸連絡＞

進 行：それでは以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回印西市いじめ防止対策委員会を終了いたします。委員の皆様、本日は大変お忙しい中、本当にありがとうございました。

本議事録の内容に誤りがないことを確認し、これを承認いたします。

令和 7 年 7 月 1 5 日

承認者（役職・氏名） 委 員 ・ 塚田 昌幸

承認者（役職・氏名） 委 員 ・ 中嶋 加奈江